

# 令和6年度スポーツの成長産業化戦略策定業務委託仕様書

## 1 業務名

令和6年度スポーツの成長産業化戦略策定業務委託

## 2 業務目的

国は「日本再興戦略2016」において、スポーツ産業の市場規模を2015年の5.5兆円から2025年までに15兆円へ拡大することを掲げ、スポーツの成長産業化を推進する施策を実施している。本県においても、多くのプロスポーツチームが本拠地を有するとともに、ものづくり産業を中心とした企業の集積が進み、スポーツの成長産業化に向けた条件が整っている。

スポーツの成長産業化を図るためには、県内スポーツ産業の実態を調査した上で、成長産業化に向けた課題を整理・分析し、解決策を検討していく必要がある。またスポーツ産業は様々な分野と関連があることから、市町、民間企業、競技団体およびスポーツチーム等の関係者の意見を踏まえつつ、連携していくことが重要である。

スポーツ産業の市場規模を効果的かつ効率的に拡大させるため、本業務において、本県のスポーツの成長産業化に向けた施策の方向性や道筋を検討する有識者会議（以下、「会議」という）を開催・運営し、会議の意見を反映させた「しずおかスポーツ産業ビジョン（仮称）」を策定する。

## 3 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日（月）まで

## 4 業務内容

### (1) スポーツ産業実態調査

スポーツ産業として捉える分野を決定の上、情報収集および分析等を行う。なお、以下の項目については調査を行うことを必須とし、他に加えるべき項目があれば加えること。

#### 【調査項目】

- ①プロスポーツチームとの連携
- ②スタジアム・アリーナ改革
- ③スポーツツーリズムの拡大
- ④県内産業との融合による新規事業創出
- ⑤地域スポーツの環境整備（部活動の地域移行・地域連携）
- ⑥スポーツによるWell-Beingの向上
- ⑦アスリートのセカンドキャリア支援
- ⑧スポーツビジネス人材の確保

### (2) スポーツ産業市場規模調査

効果的なKPIを設定するためスポーツ産業の市場規模を調査する。調査する範囲については、調査項目ごとを基本とする。算定手法については、国が行っている算定手法を参考とするものの、必ずしも同様の手法を取る必要はない。ただし、算定手法については県と協議の上、会議の開催

を通じて、意見を求めること。

(3) 戦略策定に向けた課題整理

(1) (2) の結果を踏まえ、本県における課題を整理する。本県の強み、弱みや特性等を分析し、施策検討につながるようにすること。

(4) KPI設定・具体的施策の検討

・市場規模拡大に向けた効果的なKPIを設定する。なお、KPIの達成状況を後年度に確認できるよう対象の範囲や定義を明確に定めるとともに、外部データを用いる場合は、その出典元を明示すること。

・設定したKPIの達成に向けて、具体的な施策を検討する。なお、調査項目の全てに具体的施策を検討する必要は無く、市場規模拡大に向けて重要だと考えられる項目に絞って検討しても差し支えない。

(5) 戦略策定

(1)～(4)にて実施した業務内容を戦略としてまとめる。策定する際は、全体版と概要版の2つを策定すること。なお、スケジュール上やむを得ない場合は、施策の方向性を示した素案として提出することもできる。

(6) 会議の開催・運営

(1)～(5)に付随する会議を開催し、本県のスポーツ産業の市場規模拡大に向けた方向性、現状の課題、具体的施策の検討を行う。議題やスケジュール、参加者等については県と協議の上で決定することとし、会議の運営に当たって必要となる以下の業務を実施する。

①会議開催にあたっての出席委員への日程調整や開催案内等の連絡業務

②会場や必要な備品の確保などの会議開催準備業務

③委員への委嘱手続き、謝金および旅費の支払い業務

④会議資料、会議議事録、報告書等の作成業務

⑤会議の運営業務（県と協議の上実施）

⑥上記以外で会議運営に当たって必要となる業務

※会議は全3～4回を想定しているが、今後、変更が生じる可能性があることに留意すること

※委員は6名程度を想定しており、謝金および旅費については県の定める基準において支払いをすること

## 5 対象経費

(1) 委託経費として計上できる経費は、下表のとおりとする。

(2) 経費の支出にあたっては、各事業費の支出の根拠となる書類（契約書、請求書、業務日誌、出納帳等）を作成し、経費区分ごとに支出額を整理しておくこと。

科目		対象経費
人件費		本業務に直接従事する職員等の労務費 ※日報等により、当業務に従事した日数等を確認できるようにすること。
事業費	旅費	職員、講師、専門家等の出張旅費
	会議費	会場や機材の借上料、お茶代等

	謝金	講師、専門家等の謝金
	借上料	業務を行うために必要な機械器具等のレンタル・リース料等 ※業務に必要な機械・機器については購入は避け、レンタル・リース等により調達すること。
	外注費	受託者が直接実施できないもの等、他の事業者が発注するために必要な経費
	その他諸経費	上記以外の費用であって、委託業務に必要な印刷製本費、通信運搬費、消耗品費等
	再委託費	受託者が業務の一部を第三者に委託するために必要な経費
	一般管理費	委託契約締結時に条件に基づいて一定割合（10%以内）の支払を認められた間接経費

※上記対象経費に示した費目以外の経費は対象にならないため注意すること

## 6 その他

- (1) 本仕様書にないものは委託者及び受託者の協議により定める。
- (2) 受託者は、委託者等との連絡体制を緊密に行うため、専属の担当者を置くこと。
- (3) 受託者は、業務の内容及び範囲について委託者と十分打合せを行い、業務の目的を達成すること。
- (4) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時委託者に報告するとともに、定期的な打合せにより協議、調整を行うこと。
- (5) 業務を円滑・適正に運営するための組織体制、人員配置を行うこと。
- (6) 製作物の著作権は委託者に帰属する。また、受託者は第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。
- (7) 個人情報、企業情報等の管理にあたっては、適切な情報セキュリティポリシー及び情報管理体制を講じること。
- (8) 本業務の公共性に鑑み、受託者は特定の企業への利益や便宜の供与を厳に慎み、透明性、公明性を確保して業務に当たること。

## 7 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、事業実施に必要と認められる場合については、県と協議した上で、受託者が業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

なお、第三者に委託する予定がある場合は、企画提案の応募時にその内容を明らかにすること。

## 8 秘密保持

### (1) 秘密の保持

受託者は、委託業務で知り得た県、プロスポーツチームおよび企業等の秘密を他に漏らしてはならない

## (2) 個人情報の保護

受託事業者は、委託事業を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、静岡県個人情報保護条例（平成14年10月25日静岡県条例第58号）を遵守しなければならない。

## 9 問い合わせ先

静岡県スポーツ・文化観光部スポーツ局スポーツ政策課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6

TEL：054-221-2504

FAX：054-221-2980

MAIL：sports-seisaku@pref.shizuoka.lg.jp